

# ミツヒロニュース



3月です。税務署との意見交換の場で、遺産分割の折りがつかず、未分割で相続税申告をするケースが増えてきたと聞きました。未分割だと税務上の様々な恩恵が受けられず、納税額が多くなってしまいます。これから、相続税の基礎控除の減少により、申告対象者が増加することが予想されます。ぜひ相続対策を行い、円満な遺産分割が出来るよう準備されては如何でしょうか。  
光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇給与所得控除額の  
上限引き下げは、28年分から
- ◇「民事信託」について
- ◇イザというとき慌てない  
税務調査の基礎知識(35)  
「税務調査で言ってはならない言葉集①」
- ◇今月のお勧めセミナー  
基本を学ぶ「相続税の仕組み」
- ◇あとがき  
江田島に行きました

## 給与所得控除額の上限引き下げは、28年分から

平成28年から給与所得控除額が段階的に引き下げられます。年間1,500万円の給与収入のある方(125万/月)は、平成29年分では手取額が年間約11万円減少します。

### \* 給与所得控除額とは

給与について税金の計算をする場合、原則としてまず次の算式を用いて、課税対象となる「給与所得」の額を計算します。

$$\text{給与収入(年間)} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$$

給与所得控除とは、給与を得るための経費を概算で計算した控除項目であり、給与所得控除額は給与の年収額に応じて、次のように金額が定められています。

年収額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額 × 40% (65万円未満のときは、65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超 1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円超	245万円

※年収額が660万円未満の場合は上記表ではなく、別表第5(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)により給与所得控除額控除後の所得金額を求めます。(所法28④) 右表に同じ。

### \* 平成28年分より上限額が段階的に引き下げへ

平成24年度税制改正により、平成25年分から年収1,500万円超の場合の給与所得控除額について、上限が245万円となりました。

これが、平成26年度税制改正により、さらに上限額が引き下げられます。

具体的には、次の通りです。

年収額	給与所得控除額		
	平成27年分	28年分	29年分~
180万円以下	収入金額 × 40% (65万円未満のときは、65万円)	同左	同左
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円	同左	同左
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円	同左	同左
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円	同左	同左
1,000万円超 1,200万円以下	収入金額 × 5% + 170万円	同左	220万円
1,200万円超 1,500万円以下	収入金額 × 5% + 170万円	230万円	
1,500万円超	245万円		

役員給与の額や個人事業から法人成りへの検討の際のシミュレーションでは、上限額引き下げによる影響を考慮に入れてご検討いただくように、ご注意ください。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

# 「民事信託」について

## ～高齢者の財産管理手法としての民事信託の活用～

従来、「信託」と言うと、信託銀行や信託会社が営利目的で行う商事信託であり、信託業の免許のない者が財産の信託受けることが出来ないとわれてきました。

信託法は大正11年に制定された後、ほとんど改正されてきませんでした。平成18年12月、84年ぶりに大幅に改正されました。

この改正によって、営利目的ではなく、委託者の親族や同族会社が単発的に受託者となって財産管理等をする、いわゆる「民事信託」が活用しやすい制度になりました。

### 信託のポイント

#### (1) 財産の民法上の所有者は受託者となる

信託を設定すると、信託財産は受託者名義となり、財産の所有権が形式的に移転するため、受託者は信託契約に基づき、財産の管理・処分をスムーズに行うことができます。

例えば、賃貸ビルを信託譲渡すると、ビルの名義は受託者になるので、受託者は賃貸料の集金や募集業務等の、通常の管理だけではなく、賃料不払いに対する訴訟をする等、信託目的の達成に必要な行為を独立して行うことができます。

#### (2) 税務の取扱い

信託財産から生じる利益は受益者が受けるため、税務上は受益者が所有者とみなされます。

例えば、父親が子どもを受益者として財産を信託すると、父親から子どもへ財産の贈与があったものとして、子どもに贈与税が課税されます。

#### 信託とは

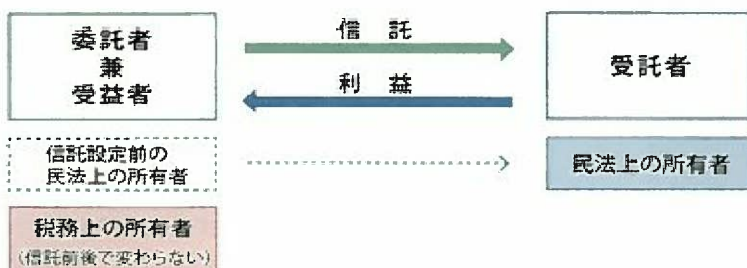
信託とは、委託者が一定の目的のために、受託者に財産を移転し、受益者のためにその財産の管理・運用・処分等を行わせる法律行為です。



委託者・・・元々の信託財産の所有者で信託を設定する者  
受託者・・・委託者から信託する財産の管理、処分を託された者  
受益者・・・財産から生じる利益を受ける者

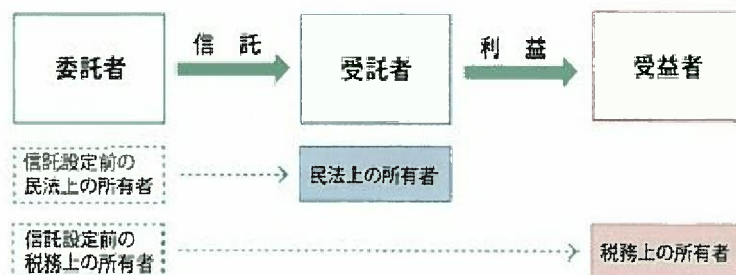
#### 自益信託

右図のように、委託者が受益者となる信託は、委託者自身が信託財産から生じる利益を受けることから、「自益信託」と呼ばれています。この場合、信託が設定されても、税務上の所有者は変わりません。



#### 他益信託

右図のように、委託者と受益者が異なる信託は、他の者が信託財産から生じる利益を受けることから、「他益信託」と呼ばれています。





## 高齢者の財産管理のための自益信託の活用

- ①高齢者である委託者自身が受益者となり、長男を受託者とする自益信託を、高齢者本人が意思能力のあるうちに、信託契約をしておきます。
- ②この信託により、財産の民法上の所有権は父親から受託者である長男に移転します。  
委託者である父親が受益者となるので、税務上の財産所有者は変わらないため、所得税も消費税も課税されません。
- ③信託契約により事前に定めておけば、父に意志能力がなくなった後も、受託者である長男が相続対策としての投資等を行うことも可能となります。

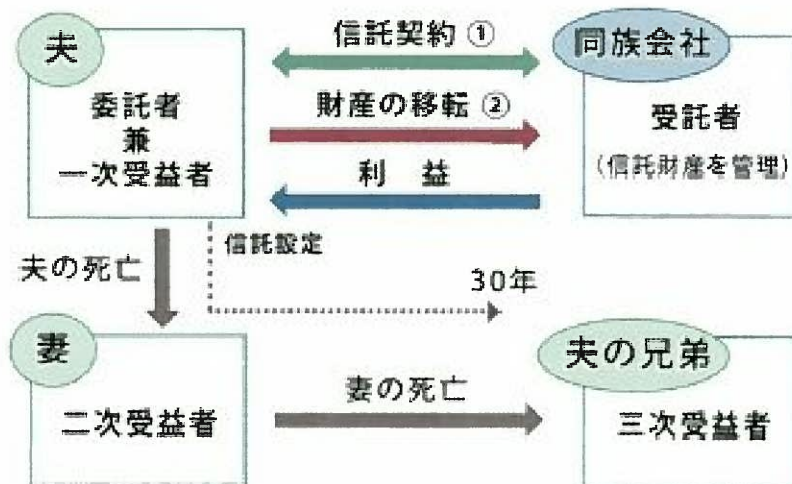


## 受益者連続型信託の活用

遺言では、本人の相続について誰に財産を相続させるか決めておく事ができますが、その次の相続について決めることは出来ません。

例えば、子のいない夫婦のケースで、夫の死亡時に妻がその財産全部を相続すると、その後の妻の財産の相続においては、妻の兄弟や甥・姪がその財産を相続することになります。

受益者連続型信託を活用すれば、妻の財産の相続において、夫の兄弟に財産を渡す事が出来ます。



信託設定から30年経た時点の次の受益者まで受益権の移転先を決めておくことが出来ます。

## 《 相続税簡易シミュレーション 一度、試算してみませんか 》

正式に相続税の評価をしようと思うと相当の時間と費用がかかりますが、当社の簡易シミュレーションは、無料で所有財産についての概算評価と相続税の試算をすることができます。ぜひ一度、試算されては如何でしょうか。なお、シミュレーションをご希望の際には、下記①～⑤の資料をご用意ください。

- ①固定資産税の評価明細
- ②有価証券の時価総額
- ③預貯金の金額（おおよその総額）
- ④債務の金額
- ⑤家族の状況（相続人の分かるもの）

当社では、無料の相続税簡易シミュレーションの他、具体的なシミュレーションや相続対策のご提案も有料で承っております。ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

（お問い合わせ先／財産承継部）



# イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

## シリーズ 35. 「税務調査で言ってはならない言葉集①」

税務調査では、調査官の巧みな言葉によって、経営者が不用意な発言をしてしまい、その揚げ足を取られ、結果として課税されてしまうことがよくあります。今回は、経営者が調査官に言ってはならない言葉を集めてみました。

### ① 「前の税務調査で言われませんでしたよ！」

以前の税務調査で指摘されなかったからといって、それは認められたというわけではありません。調査官も人間ですし、調査日数が限られているため、すべてチェックすることができないというのが、本当のところですよ。

経営者として、この言葉を言いたい心情はわかりますが、こう言ったがために、遡られる必要のない過去まで、修正申告の提出を求められる可能性があります。

### ② 「経理と税理士に全部任せているから知らない」

経営者とはいえ、すべての経理処理は分からないことが現実でしょうし、この点調査官もよくわかっています。調査官は経営者の態度・姿勢まで見ています。「この経営者は、会社の数字を他人任せにしている」という心証を与えてしまえば、この会社は叩けばホコリがでると思われてしまうのです。

### ③ 「趣味はゴルフと飲むこと」

税務調査でよく見られるポイントとして、経営者の個人的な支出を、経費にしていまいかが挙げられます。

当然、顧客や取引先と行った接待（ゴルフや飲み会）などは経費になるべきものなのですが、この境界が曖昧であることが多くあります。

この点、このような発言をすると、「社長、接待費の中に、個人的なゴルフ代や飲み代が入っているのではないですか？」と疑われる端緒（キッカケ）になるのです。

次回も、税務調査で言ってはならない言葉を紹介しましょう。

参考文献： ■ビューポイント 2015.1月号



## 今月のお勧めセミナー

### 第1回 家族を幸せにする相続セミナー 基本を学ぶ「相続税の仕組み」

相続税法が改正されました。第1回は「相続税」の基本についてお話しします。是非この機会に相続の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

（開催日4月16日（木）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

## あしがき

下田です。先日、江田島に行く機会があったので、このコーナーでお馴染みの和田にお店を紹介してもらいました♪昼食で訪れたのは、巨大な赤鬼が目印の島の駅「豆が島」、名物「大豆うどん」を戴きました。お豆腐屋さんが経営しているだけあって、うどんの上に乗っている大豆がふっくらしていて大変美味しく、お出汁は少し甘めの優しい味わいでした。お土産は、岡林花月堂の「イタリアンロール」。1本1kgの重さに驚き!!今時の生クリームたっぷりのロールケーキとは異なり、昔ながらの厚めのスポンジとクリームが、しっとりしたシュー生地で巻き込まれており、素朴で懐かしい美味しさです。まだまだお伝えしたいけれど、続きはまた。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

